

平成26年度定期監査（後期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、平成26年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月31日

江別市監査委員 松本紀和
江別市監査委員 岡村繁美

| 所管課等 | 監査結果（内容） | 措置状況の概要 |
|---------------|---|---|
| <p>廃棄物対策課</p> | <p>【し尿証紙の受払い及び管理事務について】</p> <p>平成26年度のし尿証紙の受払い及び管理事務において、担当職員が4月から11月までの間に収入調定した分の現金が指定金融機関に入金されていないことが、平成26年12月2日に会計課で実施した会計事務検査時に判明し、その後の担当部局での調査により、当該職員による公金の横領及び不当に保管した事実が発覚したところである。</p> <p>今回の定期監査においても、本来であれば即日金融機関に入金されるべきであったし尿処理証紙収入が、平成26年度分にあつては12月になって初めて入金されており、また平成25年度分においても入金遅滞や調定書の欠落が確認されたところである。</p> <p>このことから、今後のし尿証紙の受払い及び管理事務にあつては、江別市会計規則、江別市証紙条例及び同条例施行規則に基づき、適正な事務の執行に努められるとともに、今後二度とこのような不祥事が起こらないように再発防止策を講じることはもとより、市民の信頼回復に向け全力で取り組まれることを強く求めるものである。</p> | <p>【措置済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 証紙代金を取り扱うことによる事故等を防止するために証紙条例施行規則を一部改正し、証紙の売りさばき人に対する証紙の売渡し方法について、これまで廃棄物対策課において現金と引き換えに証紙を売り渡していた方法を、証紙とともに納入通知書を交付する方法に改め、証紙の売りさばき人が直接証紙代金を市の指定金融機関又は収納代理金融機関に納入するように改めた。 また、これまで証紙受払報告書による会計管理者への報告を年1回としていたが、平成27年2月からは毎月報告することに改めることで、証紙の受払保管が適正に行われるように改善を図ったところである。 |

揭示期限：平成27年4月13日